

マイナンバーカードを公費医療の受給者証として
利用するためのシステム改修費用の助成について

本県の保健福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御配慮と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、国において、マイナンバーカードを各種医療費助成の受給者証として利用するため、PMH (Public Medical Hub) の導入が進められており、本県の地方単独医療費公費負担制度では、岡山市、倉敷市、玉野市、瀬戸内市、赤磐市、吉備中央町の6つの自治体が、令和6年度先行実施事業に参加することになりました。

医療機関が医療費助成に係る資格確認のオンライン化を実施する場合、PMH と連携するためのシステム改修が必要となりますが、その改修費用については、デジタル庁の助成金を申請することが可能となっております。

マイナンバーカード1枚での受診に向けて、業務が円滑に行われるか等の検証にあたり、多くの医療機関の参加が必要不可欠となりますので、当該助成金について貴会員への周知をお願いいたします。

記

- 1 先行実施事業の対象となる地方単独医療費公費負担制度
小児医療【(以下法別番号) 85】、心身障害者医療【80】、ひとり親医療【86】

2 デジタル庁の助成金について

(1) 補助上限額

		PMH (受給者証) & 診察券の両方対応	PMH (受給者証) のみ対応
診療所 薬局 (大型チェーン薬局以外)		5.4万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその4分の3を補助)	
大型チェーン薬局		3.6万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその2分の1を補助)	
病院	再来受付機の改修を含む	条件により、60.0万円(事業費120万円を上限にその2分の1)※ ¹ 又は40.0万円(事業費120万円を上限にその3分の1)※ ² を補助	
	上記以外	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその2分の1を補助)	

※1 令和5年10月から令和6年11月末までのいずれかの月のマイナ保険証の月利用件数の総数が500件以上である場合は、60.0万円を上限に補助

※2 令和5年10月末のマイナ保険証の利用率と比較して、令和6年1月以降の平均利用率が5%以上増加した場合(令和6年1月以降の利用率を算出し、5%を超えた時点で申請要件を満たす)は、40.0万円を上限に補助

(2) 申請期限

令和7年1月15日まで

※ 令和5年11月11日から令和6年12月31日までに実施したシステム改修が対象となります。

(3) 申請先

社会保険診療報酬支払基金「医療機関等向け総合ポータルサイト」

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ogs_csm_top#gyomu0-2

※ 申請に当たっては、ログインが必要です。



(4) 必要書類

- ① 領収書 (写)
- ② 領収書内訳書
- ③ システム改修に係るチェックシート (ベンダーが記入)

(5) その他

助成金の手続きなど詳細については、社会保険診療報酬支払基金「医療機関等向け総合ポータルサイト」の下記ページをご確認ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011208

3 参考資料

※岡山県 HP「医療安全情報等のお知らせ」に掲載

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>

- ・ PMH (Public Medical Hub) 導入後のイメージ (別紙 1)
- ・ よくある質問 (別紙 2)

～お問い合わせ先～

岡山県子ども・福祉部

【心身障害者医療に関すること】

障害福祉課 福祉推進班

TEL 086-226-7362 FAX 086-224-6520

【ひとり親家庭等医療に関すること】

子ども家庭課 家庭支援班

TEL 086-226-7349 FAX 086-234-5770

岡山県保健医療部

【小児医療に関すること】

健康推進課 母子・歯科保健班

TEL 086-226-7329 FAX 086-225-7283